



茨城県報

第 2477 号

平成25年4月11日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（農業経営課）	2
告 示	
●手数料の収納事務の委託（子ども家庭課）	4
●指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）	4
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（7件）（障害福祉課）	4
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）	6
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）	6
●公金の収納及び支出の事務の委託（林政課）	8
●保安林の指定の予定（林業課）	9
●公金の収納及び支出の事務の委託（漁政課）	9
●国土調査の指定（農村環境課）	9
●道路の区域の決定（道路維持課）	10
●道路の区域の変更（5件）（道路維持課）	10
●指定構造計算適合性判定機関の住所の変更（建築指導課）	12
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（3件）（生活文化課）	13
●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）	14
●県営土地改良事業計画の変更（農村計画課）	15
●基本測量の実施（用地課）	15
●公共測量の実施（用地課）	16
●開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）	16
●物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示（会計管理課）	17
●落札者等の公示（水産試験場）	19
（ 警 察 本 部 ）	
●落札者等の公示	20
正 誤	
●平成25年3月29日付け茨城県報号外第13号中	21

規 則

茨城県規則第55号

茨城県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

茨城県農業共済組合等検査規則（昭和44年茨城県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「実態を」を「状況を的確に」に、「事業の適正な運営に資する」を「正常な事業運営を促進する」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条の見出し中「実施」を「原則」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事がこれを必要と認めるときは、この限りでない。

第9条第3項中「別記様式による検査命令書」を「検査命令書（様式第1号）」に、「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条の規定による身分証明書」を「身分証明書（様式第2号）」に改める。

第9条第4項中「事務執行」を「業務執行」に改める。

第10条の見出し中「検査命令書」を「検査命令書等」に改める。

第15条第2項中「検査書を作成し、」を「当該事項を記載した検査書を作成し、速やかにこれを」に改める。

別記様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 2 号 (第 9 条関係)

(表面)

----- 8.5センチメートル -----		
身 分 証 明 書 職 名 氏 名 年 月 日生	第 号	6.5センチメートル
上記の者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第142条の2から第142条の4までの規定による検査を行う権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日	(写真貼付) 縦2.5センチメートル 横 2センチメートル	
茨城県知事		印

(裏面)

農業災害補償法（抜粋）

第142条の2 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程を守っているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。）に関し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第142条の3 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。

第142条の4 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の茨城県農業共済組合等検査規則第9条第3項の規定により交付された身分証明書は、当該身分証明書の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の茨城県農業共済組合等検査規則第9条第3項の規定により交付された身分証明書とみなす。



告 示

茨城県告示第433号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり保育士登録等に係る手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者の住所及び氏名

東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号

社会福祉法人 日本保育協会登録事務処理センター

2 委託事務の内容

保育士登録等に係る手数料の収納事務

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

茨城県告示第434号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850200114	ともさんかくじ はま	日立市久慈町1- 5-12-102	株式会社サトウ エージェンシー	ひたちなか市中根 3271-240	平成25年 4月1日	児童発達支援 事業放課後等 デイサービス

茨城県告示第435号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810200576	障がい者生活支 援施設キルトハ ウス	日立市幸町1-20 -1	株式会社楽腰館	水戸市千波町2320 番地の2	平成25年 4月1日	生活介護

茨城県告示第436号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条

第 1 号の規定により告示する。

平成25年 4 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0820200673	みなみの杜	日立市南高野町 2 丁目11番12号	社会福祉法人ひ たち育成会	日立市南高野町 2 丁目10番24号	平成25年 4 月 1 日	共同生活介護

茨城県告示第437号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成25年 4 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810700146	ばく	結城市結城観音台 6042-2	社会福祉法人希 望会	結城市上小川202 番地	平成25年 4 月 1 日	就労継続支援 B 型

茨城県告示第438号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成25年 4 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812400117	ZeroPoint	守谷市薬師台 1 丁 目13-1 須賀商事 ビル 2 階	株式会社コミュ ニティライフプ ロモーションズ	つくばみらい市田 村1872-1 (紫峯 ヶ丘三丁目503街 区19画地)	平成25年 4 月 1 日	自立訓練 (生活)

茨城県告示第439号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成25年 4 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0821800273	桐木ケアホーム	坂東市桐木644- 13	社会福祉法人修 倫福祉会	坂東市神田山2208 番地	平成25年 4 月 1 日	共同生活介護

茨城県告示第440号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0827200163	メイプルホーム ほこた	銚田市徳宿1809- 14	社会福祉法人 誠仁会	銚田市徳宿1809- 11	平成25年 4月1日	共同生活介護 共同生活援助

茨城県告示第441号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0827400177	こだま	小美玉市高崎1374 - 2	社会福祉法人 敬山会	小美玉市上玉里50 - 124	平成25年 4月1日	共同生活介護

茨城県告示第442号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容			
			変更事項	変更前	変更後	変更年月日
0811600113	ゆう	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	事業所の所 在 地	笠間市鯉淵6266 - 185	笠間市鯉淵6612 - 213	平成25年 4月1日

茨城県告示第443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ石下店

常総市本石下4421番地1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成 25 年 2 月 14 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 常総市本石下 4411 番 1

(変更後) 常総市本石下 4421 番地 1

(3) 届出年月日

平成 25 年 1 月 31 日

2 市町村の意見

なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 444 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 2 項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 11 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) つくばみらい S C

つくばみらい市絹の台 6 丁目 20 番 1 号 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成 25 年 2 月 12 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
ホームック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番 1 号	石 黒 靖 規
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目 18 番 2 号	大 高 善 興

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成 25 年 10 月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,965㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 359 台

- (イ) 駐輪場の収容台数 151台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 156㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 67㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前7時 (一部午前9時)

(閉店時刻) 午後11時 (一部午後10時)

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後11時15分

- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

キ 届出年月日

平成25年1月31日

2 意見書提出者の意見

意見の概要	理由
1 車両出入口が2箇所しかないため道路が渋滞する。出入口の追加、道路拡幅、右折禁止などの通行規制等の対策を実施すること。	1 駐車台数に対し、出入口が少ない。常時車両の出入りが連続し交通渋滞となる。また、右折の出入りにより、より一層の渋滞が予想される。沿道に位置する住宅は、自宅からの車の出し入れが大変困難になるため。
2 既存住宅地の真ん中で7:00～23:00の営業を行うことにより、騒音、光害が発生する。周辺商業施設と同様な営業時間にすべきである。また、騒音対策、光害対策を実施すること。	2 既存住宅街に接している周辺環境での早朝深夜営業を行うことで、閑静な住宅環境が維持できない。アピタ守谷店の営業時間が常識的時間帯と考える。また、騒音対策、光害対策の具体的説明が全くない。効果的な対策の計画を示すこと。

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第445号

林業・木材産業改善資金貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次に掲げるものに委託した。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者名

- (1) 茨城県森林組合連合会 代表理事会長 平塚 修
 所在地 常陸大宮市宮の郷2153番23号
- (2) 茨城県木材協同組合連合会 代表理事 打越 芳男
 所在地 水戸市三の丸1丁目3番2号

2 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

3 収納の方法

口座振替の方法による

茨城県告示第446号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字上岡字谷津ノ沢2412番, 2413番・2414番合併

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第447号

沿岸漁業改善資金貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、次に掲げるものに委託した。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

受託者名 茨城県信用漁業協同組合連合会

所在地 水戸市三の丸1丁目1番33号

委託期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

茨城県告示第448号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指 定 年 月 日 平成25年4月4日

2 調査を行う者の名称 日立市

- 3 調 査 地 域 日立市砂沢町の一部
 4 調 査 期 間 平成25年4月4日から
 平成26年3月31日まで

茨城県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
 その関係図面は、平成25年4月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 番 号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
111	県道	高萩搞線	高萩市大字下手綱字中江 2352番地先から 北茨城市中郷町大字栗野 421番8地先まで	メートル 最大 58.5 最小 13.8	メートル 3,650

茨城県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成25年4月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 矢幡潮来線
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方市矢幡531番1地先から 行方市矢幡550番4地先まで	旧	メートル 最大 8.8 最小 7.8	メートル 143	
	新	最大 15.0 最小 7.8	143	現道拡幅

茨城県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成25年4月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 石岡田伏土浦線
 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
かすみがうら市田伏字柳ノ内2313番1地先から かすみがうら市志戸崎字志戸崎373番1地先まで かすみがうら市田伏字柳ノ内2313番1地先から かすみがうら市志戸崎字志戸崎373番1地先まで	(A) 旧	メートル	メートル	
		最大 21.0	3,365	
		最小 3.8		
		(B)	最大 45.1	
		最小 14.0		
かすみがうら市田伏字柳ノ内2313番1地先から かすみがうら市志戸崎字志戸崎373番1地先まで	新 (B)	最大 45.1	2,820	旧 道 移 管
		最小 14.0		

茨城県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成25年4月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土浦笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市半田字不動前1187番3地先から 石岡市半田字半田2321番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 10.0	577	
		最小 5.0		
		新	最大 28.6	
	最小 10.0			

茨城県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成25年4月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 つくば野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市飯田439番1地先から つくばみらい市高岡863番1地先まで	(A) 旧	メートル	メートル	
		最大 26.0	77	
		最小 17.0		
		最大 20.0	88	
	(B)	最小 11.6		
		新 (A)	最大 26.0 最小 17.0	77

茨城県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年4月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小野土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市下坂田字浦山1439番1地先から 土浦市虫掛字東3280番地先まで	旧 (A)	メートル	メートル	
		最大 27.5 最小 3.8	6,144	
土浦市下坂田字浦山1439番1地先から 土浦市虫掛字東3280番地先まで 土浦市下坂田字新田前1600番25地先から 土浦市下坂田字松原下2250番1地先まで	(A)	最大 27.5 最小 3.8	6,144	バイパス一部区 間の新設
	新	最大 72.0 最小 5.5	993	
	(B)			

茨城県告示第455号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき指定構造計算適合性判定機関から住所を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
アウェイ建築評価ネット株式会社
- 2 変更する事項
住所 東京都新宿区揚場町1番20号
- 3 変更しようとする年月日
平成25年4月15日

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年6月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 サポートハウスにれの木

3 代表者の氏名

石川 弥生

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市

5 定款に記載された目的

この法人は、土浦市とその周辺地域に在住する障害児・者に対して、健全な発達育成への支援、さらに障害児・者を抱えるその家族への支援を行い、障害児・者の生活の向上を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年6月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ソーシャルネットワーク創

3 代表者の氏名

小島 都

4 主たる事務所の所在地

茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町176番地1 パルスグランレジオ205号室

5 定款に記載された目的

この法人は、福祉医療等の分野に於いて、社会的困窮に陥っている人々に対する支援を目的に地域の障害者、累犯障害者、高齢者、生活困窮者、母子、子供その他支援を必要としている人に対し、分野横断的総合相談、自立及び就労支援を行い、すべての人が安心して暮らせる地域社会づくりと、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年6月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年4月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 福寿

3 代表者の氏名

菅谷 元考

4 主たる事務所の所在地

茨城県銚田市上幡木558番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、サービス付高齢者向け住宅の設置・管理・運営に関する事業、高齢者及び障害福祉に関連する個人・団体・企業・行政等との連携・協力・調整に関する事業等を行い、地域の高齢者が安心・安全に暮らすことのできる環境づくりを推進することで地域社会の福祉の向上を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成25年5月27日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成25年3月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みどり環境安全教育センター

(設立認証：平成22年6月21日，設立：平成22年6月28日)

3 代表者の氏名

上条 勝也

4 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂3丁目14番2号 ドミル赤坂405号室

5 定款に記載された目的

この法人，広く一般国民を対象として，緑化による環境改善を図る教育活動，地域の安全を目的とした防犯教育活動，職業能力の啓発活動に関する事業を通じて，環境の良い安全なまちづくり，人づくりに貢献し，公益の増進に寄与することを目的とする。

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき，県営有ヶ池地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水施設整備）につき計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この変更計画については，同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また，同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは，同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき，茨城県を被告として，その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に，決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営有ヶ池地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水施設整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成25年4月12日から平成25年5月14日まで

3 縦覧の場所

茨城県県北農林事務所

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので，同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 国土地理院

2 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

3 作業終了日 平成25年2月22日

- 4 作業地域 日立市, 古河市, 高萩市, つくばみらい市
- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量 (河川事業に伴う水準測量)
- 3 作業終了日 平成25年 2月28日
- 4 作業地域 古河市, 猿島郡境町

~~~~~

●公共測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので, 同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年 4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 桜川市
- 2 作業種類 公共測量 (東日本大震災の地殻変動に伴う国土調査成果補正業務 (座標変換))
- 3 作業終了日 平成25年 3月15日
- 4 作業地域 桜川市 (旧真壁町, 旧大和村) 地内

- 1 測量機関 水戸地方法務局
- 2 作業種類 公共測量 (法務省登記所備付地図作成作業)
- 3 作業終了日 平成25年 3月15日
- 4 作業地域 土浦市中村南一丁目から同三丁目の一部

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年 4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
桜川市真壁町山尾字中坪536番14
- 2 事業主の住所及び氏名
桜川市真壁町山尾535番地
櫻 井 祐

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡美浦村大字宮地字平木587番, 588番, 589番, 590番, 591番, 595番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
稲敷郡美浦村大字宮地字平木596番地
医療法人美湖会 美浦中央病院

理事長 岩 瀬 剛

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
つくばみらい市神住新田字三丁200番1, 同番2, 同番3

2 事業主の住所及び氏名
取手市宮和田998番地3 プレステージイースト202
進 藤 良 人

●物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、平成25年度において茨城県の競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成25年4月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 業種区分及び調達する物品等又は特定役務の種類

競争入札の参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物品等又は特定役務の種類は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造の請負又は買入れ

- 01 印刷類：一般印刷，軽印刷，フォーム印刷，その他
- 02 文具・事務機器類：文具・事務機器，OA機器，用紙，その他
- 03 家具類：木製家具，スチール家具，室内装飾，その他
- 04 車両・船舶類：自動車，オートバイ・自転車，車両部品・用品，船舶，船具・漁具，その他
- 05 産業機器類：工作機器，農業機器，建設機器，その他
- 06 電気機器類：家電器具，電気設備，通信機器，視聴覚機器，その他
- 07 精密機器類：理化学機器，計測機器，医療機器，福祉機器，その他
- 08 雑機器類：消防機器，厨房機器，その他
- 09 薬品類：医薬品，衛生材料，化学工業薬品，農業薬品，その他
- 10 燃料及び油脂製品類：石油，LPガス，高圧ガス，その他
- 11 建設用資材類：工事用資材，給排水設備用資材，電気工事用資材，その他
- 12 趣味・表彰用品類：カメラ，時計，記念品・バッジ，スポーツ用品，楽器，その他
- 13 繊維・日用品類：被服・繊維，寝具，皮革・ゴム製品，雑貨・金物，その他
- 14 その他：食品，広告・看板，標本・模型，保安用品，その他

(2) 役務の提供

- 15 広告・出版・催物：広告代理，テレビ・ラジオ番組，映像ソフト，印刷物，催物，その他
- 16 建築物の管理(1)：建築物環境衛生維持管理，屋内清掃，屋外清掃，植栽管理，警備，その他
- 17 建築物の管理(2)：空調設備保守点検，消防・保安設備保守点検，浄化槽保守点検，その他
- 18 施設・設備等の保守管理：上水道処理施設維持管理，下水道処理施設維持管理，電気設備保守点検，通信設備保守点検，車両保守点検，その他
- 19 リース・レンタル：OA機器，各種機器，車両，その他
- 20 コンピュータ関連サービス：ハードウェア保守点検，システム開発，インターネット業務，データ処理，専

門人材派遣, その他

21 運送: 旅客業, 貨物運送, その他

22 調査・測定・検査: 自然環境, 市場調査・計画策定, その他

23 廃棄物処理, 衛生その他環境保護: 廃棄物処理, 廃棄物収集運搬, リサイクル, クリーニング, その他

24 その他: 調理・給食, 医療事務代行, 旅行代理業, その他

2 申請の時期

随時受け付ける。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

茨城県所定の「物品調達等競争入札参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、茨城県会計事務局会計管理課のホームページからダウンロードすることができる。また、次に掲げる交付場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

アドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaini/sinsei.html>

(2) 申請書の提出方法

申請書に次に掲げる書類を添付して、上記に掲げる場所に持参又は郵送すること。若しくは、茨城県ホームページの「いばらき電子申請・届出システム」により申請のうえ、添付書類を郵送すること。

ア 県税に未納がないことを証する納税証明書(茨城県に納税義務がある場合に限る。)

・茨城県の県税事務所長が発行する納税証明書(様式第40号の4(イ))

・税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(様式「その3の2」又は「その3の3」)

イ 登記事項証明書(個人にあっては、市町村長の発行する身分証明書)

ウ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合は、これを受けたことを証明する書類

エ 次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該①又は②に掲げる書類

① 法人である場合 前年度及び前々年度の貸借対照表、損益計算書(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた建設業者(以下「建設業者」という。)である場合にあつては、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第4条第1項第7号又は第10条第1項第1号の損益計算書)及び株主資本等変動計算書

② 個人である場合 前年度及び前々年度の所得税申告決算書の写し(建設業者である場合にあつては、建設業法施行規則第4条第1項第8号又は第10条第1項第2号の損益計算書)

オ ISO14001若しくはエコアクション21の認証を取得している場合又は茨城エコ事業所の登録を受けている場合は、当該認証の取得又は当該登録に係る登録証の写し

カ 法定雇用率以上の障害者を雇用している場合は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定による報告の写し

従業員50人未満の事業所で1人以上の障害者を雇用している場合は、障害者雇用の状況報告書(様式第1号の2)

キ 就業規則に育児休業又は介護休業の定めがある場合は、育児休業又は介護休業の定めがある就業規則

ク 茨城県内の事業所に入札や契約等に関する権限を委任する場合は、その旨を証する書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書及び上記 3(2)エに規定する書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

4 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされた者で、同項の期間を経過していない者
- (3) 営業に関し、法令の規定に基づき、官公署の許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者
- (4) この公示に規定する申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 県税を滞納している者
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者

5 競争入札参加者の資格及びその審査

競争入札に参加できる者の資格審査は、次に掲げる事項を審査し、競争入札参加資格の有無及びその者の発注金額の標準となる審査数値を決定する。

- (1) 経営規模
- (2) 経営比率
- (3) 売上高
- (4) 営業年数
- (5) 環境への配慮
- (6) 障害者雇用への配慮
- (7) 育児休業又は介護休業への配慮

6 資格審査結果の通知

「物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

資格決定の日から平成26年9月30日までとする。

8 資格の更新手続

有資格者に対し、有効期間満了前に通知する。

●落札者の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年4月11日

茨城県水産試験場長 高 島 葉 二

- 1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
A 重油 JIS1種1号 400キロリットル（予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
茨城県水産試験場
茨城県ひたちなか市平磯町三ツ塚3551-8
- 3 落札者を決定した日

平成25年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

茨城沿海地区漁業協同組合連合会

代表理事会長 小 野 勲

茨城県水戸市三の丸1丁目1番33号

5 落札金額

89.7円 (1リットル当たり)

6 地方自治法施行令第167条の6第1項の公告を行った日

平成25年1月31日

7 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成25年4月11日

茨城県警察本部長 荻 野 徹

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①運転免許証作成システム用消耗品の単価契約、予定数量：ICカード基体（優良用）285箱、ICカード基体（一般用）222箱、ICカード基体（新規用）41箱、経歴書用カード基体 4箱、高速型用リボン（セット）247箱 ②茨城県警察本部会計課調度係 水戸市笠原町978番6 ③平成25年4月1日 ④株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番7号 ⑤ICカード基体（優良用）1箱484,740円（消費税及び地方消費税を除く）、ICカード基体（一般用）1箱484,740円（消費税及び地方消費税を除く）、ICカード基体（新規用）1箱484,740円（消費税及び地方消費税を除く）、経歴書用カード基体 1箱150,600円（消費税及び地方消費税を除く）、高速型用リボン（セット）1箱140,000円（消費税及び地方消費税を除く） ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

~~~~~

正 誤

平成25年3月29日付け茨城県報号外第13号中次のとおり誤りがあったので、訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から37行	60 を 58	60 を 58 に改め, 別表第5

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)